

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

令和7年8月29日

京都市長 松井 孝治

1 建築協定の名称

京都市西京区桂坂もくれん西地区建築協定

2 申請者の氏名

鳥山 晶広

3 建築協定区域

京都市西京区御陵大枝山町三丁目 1番地174、1番地252、1番地327、1番地328、1番地336、1番地342、1番地347、1番地348、1番地359、1番地376から380まで、1番地394、1番地395、1番地414、1番地423、1番地430、1番地432、1番地440、1番地441、1番地443、1番地444、1番地446から449まで、1番地451から453まで、1番地457から461まで、2番地238、2番地243、2番地248、2番地253、16番地1から12まで、17番地1から20まで、18番地1から21まで、19番地1から21まで、20番地1から11まで及び21番地1から10まで

4 建築協定区域隣接地

京都市西京区御陵大枝山町三丁目 17番地21

5 建築協定の事項

建築物の敷地、位置、用途、形態、意匠及び建築設備

6 協定の期間

10年間（有効期間の満了6か月前までに、土地の所有者等から委員会に対して、書面をもって有効期間を延長しない旨の申立てがされない場合は、有効期間を更に10年間延長することができるものとする。）

7 認可年月日及び番号

令和7年8月29日付け第13-002号

8 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から  
午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)